

九州・沖縄高度実践 看護師 活動促進協議会 会則

2022 年 4 月 1 日施行

第 1 章 総則

第 1 条 名称

本会は、「九州・沖縄 高度実践 看護師 活動促進協議会」と称する。

第 2 条 所在地

本協議会を次の所在地に置く。

〒 825 8585 福岡県田川市伊田 4395 番地福岡県立大学 看護学部内

第 3 条 事務局は持ち回りで 3 年毎に会員施設のいずれかに置く。

第 4 条 本協議会の設立年月日

本協議会の設立年月日は 令和 3 年 3 月 28 日とする。

第 5 条 目的・目標

1. 目的

九州・沖縄の高度実践看護師の活動を促進し、九州・沖縄の看護の質の向上を図る。

2. 目標

- 1)九州・沖縄の高度実践看護師及び資格取得を目指して活動している人の実践能力の向上に資する。
- 2)高度実践看護師を活用する看護管理者及び看護職者の理解と活用方法の普及を図る。
- 3)高度実践看護師を活用する側と活用される側の相互理解を深める。

第 2 章 組織

第 1 条 組織の構成と任期

- 1.本協議会は、会員、賛助会員、施設会員をもって組織する。
- 2.本協議会には代表 1 名、副代表 2 名、代表理事 1 名、理事 13 名以上、代議員を必要に応じた人数、事務局は事務局長 1 名、事務局員 4 名、ホームページ運用・管理者 1 名、IT 担当者 1 名、監事 2 名を置く。役割の兼任も可とする。
- 3.代表、副代表、事務局、代表理事、理事、代議員、監事は、本協議会の会員で専門看護師等の資格保有の有無、専門分野、所属の県、キャリアを考慮し、バランスよく構成する。
- 4.代表は会員の互選により選出する。ただし、設立時はこの規定によらない。
- 5.副代表、事務局、監事、代表理事及び理事は代表が推薦し、総会で決定する。
- 6.活動を分担して効率よく進めるために、代議員会を置き、担当理事 1 名以上が活動の目的に沿って代議員会を統括する。担当理事の兼任も認める。
- 7.代議員会は 専門分野や重点課題を担当する理事が組織化し、理事会、総会で決定する。ただし、設立時の代議員会は代表が組織化する。
- 8.任期はそれぞれ 3 年とする。ただし再任は妨げない。

第2条 分掌事項

1. 代表は会をとりまとめ、理事会構成メンバー、代議員会の構成メンバー、会員と協力して第4章に定める「事業」の企画・運営を行い、実施・評価する。
2. 副代表は代表と共に協力して会を運営し、代表が何らかの事情で業務を遂行できない場合は、その業務を代行する。
3. 理事会構成メンバーは代表、副代表、代表理事と協力し、「事業」の計画・運営を実施・評価する。
4. 代表理事及び理事は担当する代議員会を統括し、専門分野や重点課題に特有の課題を代議員と協力して抽出し、課題解決のための方策を検討する。理事は代議員会で話し合われたことを理事会で報告し、予算立てが必要な事業については、その旨提案する。代表理事及び理事は課題解決に向けて代議員と協力して活動する。
5. 事務局は会員情報の管理、会費の管理、予算の執行、役員の委嘱、「事業」の企画・運営にあたっての事務的な作業を行う。
6. 監事は適正な収支決算が行われているかを監査する。
7. 代議員は各代議員会特有の課題の抽出とその解決策を考え、課題解決に向けて担当理事と協力して積極的に活動する。
8. ホームページ運用・管理者は、当協議会のホームページを開設し、継続的に最新の情報に更新する。
9. IT 担当者は、オンラインによる行事等の開催に当たり、テクニカルな面でのサポートを行う。
10. 会員は「事業」の運営に積極的に参加する。

第3条 理事会

1. 理事会は、代表、副代表、代表理事、理事、事務局長、事務局員、ホームページ運用・管理者、IT 担当者、監事で構成する。
2. 理事会は代表が招集する。
3. 理事会は年2回開催する。緊急に検討が必要な事項が生じた場合は、代表がメールやオンラインによる会議を招集することがある。
4. 理事会は、本協議会の「事業」に関する事項、会への入会に関する事項、その他検討が必要な重点課題に関する事項について、協議し、事業案や予算案を策定する。
5. 理事会はその構成員の過半数（委任状を含む）の参加によって成立する。
6. 理事会の議決は、参加者（委任状を含む）の過半数の賛成で決定する。賛成と反対が同数の場合は代表に決定が委ねられる。

第4条 代議員会

1. 代議員会は、専門領域特有の課題や、重点的に取り組むべき課題に沿って組織する。
2. 各代議員会は、担当理事が統括し、各代議員会の目的が達成されるように活動する。
3. 代議員は自薦、他薦を問わず、活動に意欲的に取り組む意思のある人とする。

4. 各代議員会で審議、検討された事項については、担当理事が理事会で提案し、活動に必要な事業計画や予算等に反映できるようにする。

第5条 総会

1. 総会は正会員、賛助会員、施設会員により構成する。
2. 総会は代表が招集する。
3. 総会は年1回開催する。
4. 総会は会員の1/2（委任状を含む）の参加により成立する。
5. 総会では、理事会が策定した事業案、予算案、収支決算報告などについて審議する。
6. 総会では議長を選出し、議長が議事を進行する。
7. 議長は総会の終了をもって解任される。
8. 総会の議決は、参加者（委任状を含む）の過半数の賛成で決定する。賛成と反対が同数の場合は議長に決定が委ねられる。
9. 総会に会員以外が参加したい旨申し出た場合は、オブザーバーとして参加することを許可することがある。

第6条 会員資格と会員資格の喪失

1. 正会員は次の1)～3)の条件のいずれかを満たし、かつ4)と5)を満たす人とする。
 - 1) 専門看護師資格、ナース・プラクティショナーの高度実践看護に関わる資格を有する人。
 - 2) 高度実践看護師を活用したいと考えている人。
 - 3) 高度実践看護師の活動に興味を持っている人。
 - 4) 九州・沖縄在住、又は九州・沖縄内に職場がある人で、高度実践看護師の活動や活用に興味を持っている人。
 - 5) 本協議会の趣旨に賛同し、活動に意欲的に参加できる人。
2. 賛助会員は次の条件を満たす人とする。
 - 1) 前項の1)～3)のいずれかに該当し、九州・沖縄以外の地域に在住する人で、5)を満たす人。
 3. 施設会員は次の条件を満たす施設とする。

所在地が九州・沖縄にあり、保健・医療・福祉機関等、教育機関等、職能団体等で積極的に高度実践看護師を現在雇用している、又は活用したいと考え、本会の趣旨に賛同する施設とする。
 4. 入会届を本協議会に提出し、会費を支払った者を会員とする。
 5. 前項で特段の申し出がない限りは会員の継続とみなす。
 6. ただし、前項は満たしているが、2年間会費の納入が確認できない者については、事務局から会員資格喪失の可能性の告知を行い、会員継続の意思を確認する。
 7. 会員からの退会届を受理した時点で退会、会員資格の喪失とする。

第3章 財務

本協議会は会員の会費、コンサルテーション等の依頼が会員以外からあった場合の報酬の一部、個人や団体等の寄付金により運営する。

第1条 年会費

1. 本協議会の正会員の年会費は3,000円とする。
2. 本協議会の賛助会員の年会費は2,000円とする。
3. 施設会員の年会費は30,000円とする。
4. 年会費は第4章の「事業」等を行うための予算とする。

第2条 事業計画を実施するための支出の基準

1. オンラインによる講演等の講師等を会員(理事会メンバー、代議員会メンバーを含む)や非会員に依頼した場合の謝金
 - 1) 講演、話題提供、シンポジウムやパネルディスカッションでのプレゼンテーション謝金の時間単価
講師級 4,490円/時間
准教授級 5,490円/時間
教授級 6,480円/時間
学部長級 7,480円/時間
副学長級 8,480円/時間
学長級 9,480円/時間
 - 2) 事例検討会等の事例の提供の謝金は1回3,000円とする。
2. 理事会メンバー、代議員会メンバーがその役割に応じて職務を行うことに対する報酬は原則支払わない。
3. 外部資金を獲得して行う事業については、役員がその事業の実施に必要な専門的知識や技術を提供した対価として、その内容、時間等により、外部資金の事業計画の範囲内で支払う。
4. その他、理事会において承認された費用
ただし、理事会において承認された費用についてはこの限りではない。

第3条 寄付金の受託

1. 本協議会の主旨に賛同し、協力を申し出た個人及び団体等からの寄付金を受け付ける。
2. 寄付金は、本協議会の目的・目標を達成するために有効に活用する。
3. 寄付金を供与した個人や団体等については、その了解のもとに、本協議会のホームページ等で公表する。

第4条 事例検討会等に参加する非会員の参加費

1. 事例検討会に参加する非会員の参加費は1,000円とする。ただし、非会員で事例提供する

場合と初めて参加する場合は、参加費は不要とする。

2. 講演とシンポジウムに参加する非会員の参加費は、3,000円とする。
3. 施設会員となっている施設から非会員が参加する場合は、10名までは参加費は不要とする。

第5条 運営費の適正な運用と監査

1. 本協議会には第2章に定める通り事務局を置き、運営費を適正に運用する。
2. 本協議会には、第2章に定める通り監事を置き、年1回、会計監査を実施する。
3. 監事は理事会と総会において、会計監査報告を行う。

第4章 事業

第1条 事業内容

本協議会は、第1章第3条の目的・目標を達成するために、次の事業を行う。

1. 九州・沖縄九州・沖縄にある県の高度実践看護師及び看護師の看護実践能力の向上のために、年間、1回以上の事例検討会を実施する。事例提供は会員を優先するが、非会員の事例提供も可とする。
2. 高度実践看護師を活用する側と活用される側の相互理解を深める為、年1回の講演やシンポジウム等の交流・学修の機会を設けることができる。
3. 施設会員となっている施設からの求めがあれば、高度実践看護師の雇用や活用に関して無償で相談に応じる。施設会員以外の看護管理者からの相談に関しては、有償で相談に応じる。その場合は、報酬の1/10は本会の運営資金とする。
4. 個人会員からの求めがあれば、高度実践看護師の活動に関するスーパービジョン又はコンサルテーションを無償で実施する。個人会員以外からの求めがあれば、コンサルテーション又はスーパービジョンを有償で行う。その場合は、報酬の1/10は、本会の運営資金とする。
5. 本協議会への理解を促進し、賛同者を増やすために、ホームページの運用・管理、その他の広報活動を実施する。
6. 職能団体や教育機関と連携し、高度実践看護師への理解や活用方法に関する知識の普及に努める。
7. 年1回、正会員、賛助会員、施設会員が事業等について審議、決定する総会をオンラインで実施する。
8. 高度実践看護師の活動や活用の促進に資する調査や研究等を可能な範囲で実施する。また、職能団体や学会等から調査や研究を委託された場合は、可能な範囲で受託する。
9. その他、医療等を受ける人々や社会のニーズによって必要な事業を企画・実施する。

第2条 事業計画と予算の議決

1. 事業計画（案）と予算（案）は、第2章の第8条の理事会と第9条の総会において其々審議し、議決する。

2. 事業計画と予算の追加・修正が必要な場合、その他、審議が必要な事項が生じた場合は、代表が理事会に諮り、オンラインによる臨時総会又は、会員による Google form のアンケート機能を用いた議決を行う。
3. 会員の過半数の賛成をもって承認とする。

第5章 会則の改正

改正に必要な手続き

1. 本会則は、総会において、会員の 2/3 以上（委任状を含む）の賛成をもって改正することができる。
2. 本会則の改正を希望する会員は、改正理由を添えて改正案を文書で代表に提出する。
3. 代表は会則の改正案を理事会の議を経て、総会に提出する。

第6章 選挙管理委員会

役員の新選のために選挙管理委員会を必要に応じて組織する。

1. 令和8年度からは役員を総会で選出するために、選挙管理委員を2名選出する。
2. 選挙管理委員は理事会で決定する。
3. 選挙管理委員は、総会で役員選挙を行う。
4. 選挙管理委員会は役員選挙終了後に解散する。

本会則の施行日

本会則は令和3年3月28日より施行する。

令和5年2月12日改正。ただし、令和4年4月1日に遡って施行する。